

大治町町制施行 50 周年記念事業 基本方針

令和 7 年 1 月 総務部企画政策課

1 町制50周年に向けて

大治町は、令和7年4月1日に町制施行50周年を迎えます。1975（昭和50）年4月1日に誕生し、日常生活の利便性の高さから多くの人選ばれ続けた結果、今日に至るまで順調な人口増加とともに発展を遂げてきました。

この記念すべき節目の年を、より一層の発展と持続可能な魅力あふれるまちづくりへとつなげるため、大治町50周年記念事業を実施します。

2 基本理念

大きな節目となる町制施行50周年を、町全体で祝うとともに、第5次大治町総合計画のまちの将来像である「つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる」の実現に向けての契機とします。

これまでの町の歩みを振り返るとともに、多くの町民が参画できる場を提供し、町民と行政が一体となって次なる一步を踏み出し、住民一人一人に「大治町は住みやすい」「大治町で暮らし続けたい」と感じてもらえると同時に、50周年以降の町の未来にもつなげられるような記念事業を実施します。

3 実施方針

基本理念を踏まえ、「つなげる（よう）」「広げる（よう）」「こころかよう」をキーワードとした次の3項目を実施方針とします。

①「つなげる（よう）」

町民と町民とのつながりを深め、先人たちが築いてきた過去の歴史や文化を振り返りながら、次世代を担う子どもたちや次の50年という未来へその遺産や功績をつなぎ、更なる飛躍・発展の契機とします。

②「広げる（よう）」

これまでつなげてきた大治町の魅力・価値をさらに高めていきながら、町内外に向けて広く積極的に発信していき、認知度の向上及びまちの活性化を図ります。

③「こころかよう」

つながり、広げ、醸成してきた大治町への愛着や町民としての誇りをより一層深め、子どもから大人まで町全体に笑顔があふれるように住民・事業者・各種団体の皆さまと協働して取り組みます。

4 実施年度

令和7年度

5 記念事業の構成

記念事業は、次の4事業で構成する。

(1) 特別事業（町主催）

町制施行50周年を記念して、新たに実施する事業

(2) 冠事業（町主催）

例年実施している既存の事業で、町制施行50周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業

(3) 協賛事業（各種団体等主催）

各種団体等が主催で実施する事業

(4) PR事業

町民が求めるものを把握し、町民と50周年を共有するとともに、町外へも本町の情報を発信するプロモーション事業

50周年以降も使い続けられるブランドイメージ策定のためのキャッチフレーズ、ロゴマーク、記念曲、PR冊子制作及びそれに伴う町民ワークショップなど

6 記念事業推進体制

町制施行50周年記念事業を円滑に実施するため、企画政策課を主管課とし、事業実施本部を設置し、全庁的に連携しながら推進していくものとする。